

2015 年度夏季の電力需給対策について

2015 年 5 月 22 日
電力需給に関する検討会合

2015 年度夏季の電力需給見通しについては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置した「電力需給検証小委員会」において、第三者の専門家による検証を行った。

政府としては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すべく、電力需給検証小委員会による需給見通しを踏まえて、2015 年度夏季の電力需給対策を決定する。

1. 2015 年度夏季の電力需給見通し

2015 年度夏季の電力需給は、猛暑となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、老朽火力の最大限の活用等を前提に、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通しである。

ただし、関西電力及び九州電力管内は、単独では予備率 3%を確保できず、他地域から受電せざるを得ないという厳しい状況にある。また、老朽火力を含む発電所の計画外停止は依然として増加傾向にあり、このまま火力発電所の稼働が高水準で推移すると、大規模な電源脱落が発生し、電力需給がひっ迫する可能性もあり、引き続き電力需給は予断を許さない状況である。

<2015 年 8 月の電力需給見通し>

| (万kW) | 東日本 3社 | 北海道 | 東北 | 東京 | 中西日本 6社 | 中部 | 関西 | 北陸 | 中国 | 四国 | 九州 | 9電力 | 沖縄 |
|--------|-----------|------|-------|-------|------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 最大電力需要 | 7,007 | 472 | 1,445 | 5,090 | 9,253 | 2,597 | 2,791 | 545 | 1,128 | 549 | 1,643 | 16,260 | 156 |
| 供給力 | 7,687 | 513 | 1,524 | 5,650 | 9,706 | 2,725 | 2,875 | 580 | 1,217 | 616 | 1,693 | 17,393 | 225 |
| 供給-需要 | 680 | 41 | 79 | 560 | 453 | 128 | 84 | 35 | 89 | 67 | 50 | 1,133 | 68 |
| 予備率 | 9.7% | 8.7% | 5.5% | 11.0% | 4.9% | 4.9% | 3.0% | 6.4% | 7.9% | 12.1% | 3.0% | 7.0% | 43.7% |

(参考 1) 仮に電力間融通を行わなかった場合

| (万kW) | 東日本 3社 | 北海道 | 東北 | 東京 | 中西日本 6社 | 中部 | 関西 | 北陸 | 中国 | 四国 | 九州 | 9電力 | 沖縄 |
|--------|-----------|------|-------|-------|------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 最大電力需要 | 7,007 | 472 | 1,445 | 5,090 | 9,253 | 2,597 | 2,791 | 545 | 1,128 | 549 | 1,643 | 16,260 | 156 |
| 供給力 | 7,687 | 513 | 1,524 | 5,650 | 9,647 | 2,765 | 2,813 | 580 | 1,286 | 616 | 1,588 | 17,334 | 225 |
| 供給-需要 | 680 | 41 | 79 | 560 | 394 | 168 | 22 | 35 | 158 | 67 | ▲55 | 1,074 | 68 |
| 予備率 | 9.7% | 8.7% | 5.5% | 11.0% | 4.3% | 6.4% | 0.8% | 6.4% | 14.0% | 12.1% | ▲3.3% | 6.6% | 43.7% |

2. 2015 年度夏季の電力需給対策

(1) 節電協力要請(数値目標を設けない)

- ① 現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、全国(沖縄電力管内を除く)で節電の協力を要請する。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者、熱中症等の健康被害に対して、配慮を行う。

※2015 年度夏季の需給見通しにおいて、節電の定着分(2010 年度最大電力比)として以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

| | | | | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 北海道電力管内 | ▲7.1% | 東北電力管内 | ▲4.4% | 東京電力管内 | ▲12.2% |
| 中部電力管内 | ▲4.9% | 関西電力管内 | ▲10.0% | 北陸電力管内 | ▲4.4% |
| 中国電力管内 | ▲3.7% | 四国電力管内 | ▲6.0% | 九州電力管内 | ▲8.6% |

② 節電協力要請期間・時間帯

2015 年 7 月 1 日(水)から 2015 年 9 月 30 日(水)までの平日(ただし、8 月 13 日(木)及び 14 日(金)を除く。)の 9:00 から 20:00 までの時間帯とする。

(2) 需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

- ① 発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、電力会社に対して、発電設備等の保守・保全を強化することを要請する。
- ② 電力の安定供給を確保するため、電力広域的運営推進機関に対して、電力会社管内の需給状況を改善する必要があると認められる時は、他の電力会社に対し、速やかに融通を指示するなど必要な対応を講じることを要請する。
- ③ 自家発電設備の活用を図るため、中西日本において設備の増強等を行う事業者に対して補助を行う。
- ④ 電力会社に対して、随時調整契約等の積み増し、デマンドリスポンス等、需要面での取組の促進を図ることを要請する。
- ⑤ 需要家の節電を促進するため、事業者及び家庭向けに具体的でわかりやすい節電メニューの周知や需要家と連動した「節電・省エネキャンペーン」を行う。

(3) ひっ迫に備えた情報発信

- ① 電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(インターネット事業者等)への情報提供を積極的に行う。

- ② 上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電の協力を要請する。